

「盗難」と村の救済

——明治九（一八七六）年に発生した「玄米窃盗未遂事件」——

西村 卓

はじめに

「生活史」といった場合、何を対象にするのか。『体系日本史叢書』（山川出版社、一九六五～一九九八年）の一ジャンルとして『生活史 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』（一九六五～一九九四年）が出版されたが、そのⅡの「はしがき」で、木村礎氏は三つの原則を挙げている。第一は、生活史研究は単なる風俗史とは異なること、すなわち、「日常の生活とそれを取りまく社会的諸条件をどのようなかね合いで書くか」¹ということ、第二は「できるだけ一般的な説明を小部分にとどめ、具体的な事実をして生活の実態を語らせる」²こと、「一つの事実の窓を通して普遍をうかがい知る」³こと、第三に、生産の基盤としての農村、流通・消費の拠点としての都市、そしてそれをつなぐものとして商業と交通を位置づけること、⁴としている。

この木村氏の指摘は、のちの著作である『村の生活史―史料が語るふつうの人びと―』⁵では、次のように語られている。民俗学との関係で氏は「そこ（民俗学―筆者注）に描かれる生活史像はあまりにも牧歌的で泰平無事でありすぎ

ました。これは民俗学が権力とふつうの人々の生活との関係を正面から取扱うことをしてこなかったからです。これに対して生活史は、権力問題を含みます。それは権力からみたふつうの人々でなく、逆に普通の人々の暮らしから権力をみる。つまり視座を逆転させてみるということです⁶⁾と述べ、最後に「ふつうの人々の日常性を中心にして歴史をみる。歴史というものを万能の神のように上から俯瞰的に展望しない、ということですから。上からでなく下から見るのです。態度などという和小利口な人々は馬鹿にしますが、それはいわゆる理論や理屈には態度が前提になっていることを自覚できない浅はかさからきていることです。歴史に対面する態度を生活史的なものにする。それが基本です⁷⁾」と、国家天下のみを語り、特殊を普遍に流し込み、それでよしとする「歴史家」の態度の「浅はかさ」を喝破する。「生活史」という用語で図書をWEB検索するだけで、数百冊の図書がヒットし、おそらく関連論文を含めれば、膨大な数にのぼるであろう。そこには、好事家の趣味のものも含まれるであろうが、木村礎氏が指摘するように、「生活史」は、「天下国家史」の対極をなす一つの歴史学方法論としていまや認知されてきたといっているであろう。否、むしろ歴史学の座標軸が定まらない今だからこそ、「生活」という視点から逆に国家天下を照射する方法として、新たな役割が付与されてきているとあって過言ではない。当然そこには研究主体としての対象に立ち向かう「態度」の鍛錬が強く要求されることはいうまでもない。

本稿は、そういう視点から「生活史」を描くことを目的としている。本稿では、国家天下を包括的に取り扱うのではなく、一つの村で起こった、国家的事件からすると取るに足りないささやかな「事件」を取り上げるに過ぎないが、この事件を通して、近代日本の一つの姿を逆に照射することとなれば幸いである。

一 事件の舞台、京都府乙訓郡第二区上植野村の概況

明治九（一八七六）年二月八日に、「玄米盗難未遂事件」が起こった。その舞台となった京都府乙訓郡第二区上植野村は、京都洛中の近郊、京都盆地の西南部に位置する村で（第1図参照）、現在は京都府向日市上植野町として同市の南部を占める。この事件をみる前に、舞台となった明治前期の上植野村の村柄について概観しておこう。

同村の資料目録は、平成七（一九九五）年三月に、「向日市古文書調査報告書第四集 京都府向日市上植野区有文書調査報告書」として刊行され、約七〇〇〇点に及ぶ資料群が全点目録化され、向日市文化資料館において、適宜閲覧可能な状態で保存されている。同事件に関わる一件資料も、「玄米紛失一件書類入」、「玄米盗取ニ付罪科申渡書」として整理・分類されている。

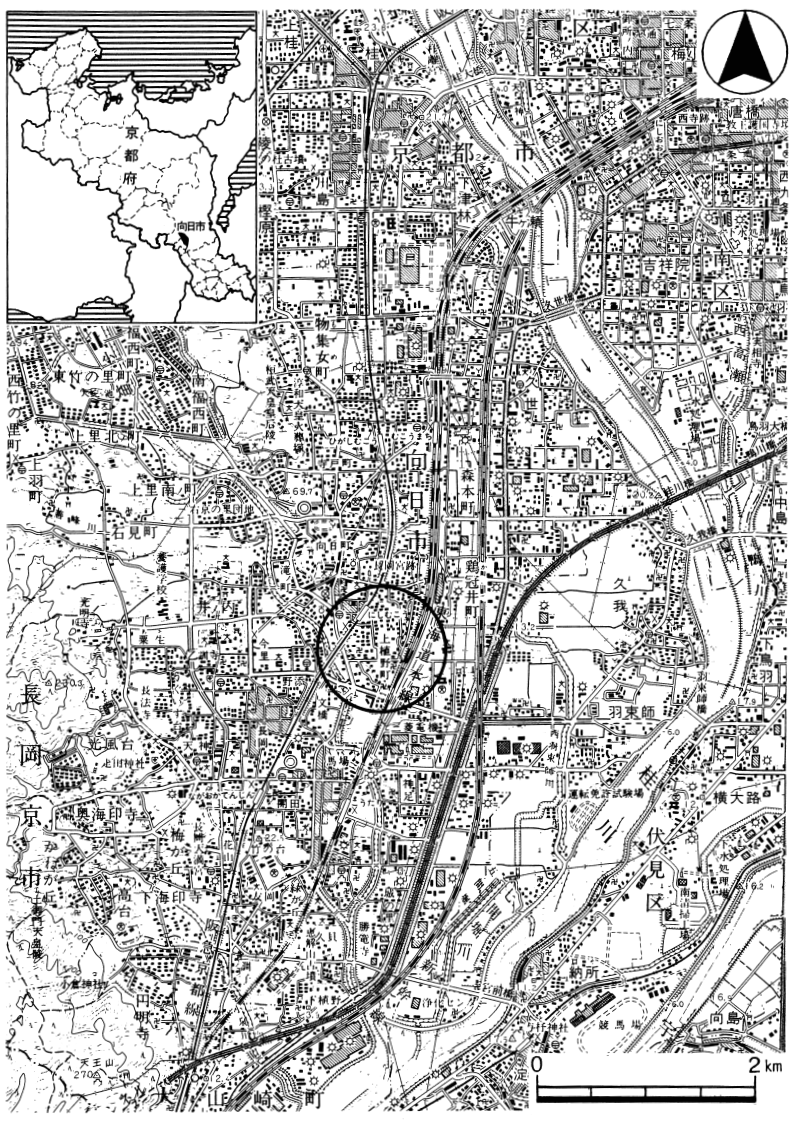
明治八、九（一八七五、一八七六）年頃の乙訓郡各村の現況を知ることができる『京都府地誌』所収「山城国乙訓郡町村誌」⁸⁾によれば、戸数一五五戸（本籍一四二戸、寄留五戸、社寺九戸）、六九二人（男三三九人、女三三三人）、その他寄留人一人（男八人、女六人）が上植野村の現勢であった。

明治一五（一八八二）年における同村の総反別の内訳は、民有地第一種地総反別一〇六町九反七畝九歩で、その内訳は第1表で示した。池敷、養水路、埋葬地、堤防などの民有地第二種地は二町八反一畝二〇歩で、他に開墾畝下地が一町七

第1表 明治15年上植野村民有地第一種地総反別内訳表

	反 別	割合 (%)	地価金 (円)
総 計	106 町 9 反 7 畝 9 歩	100.0	85,803.40
内 訳			
田	77 町 1 反 9 畝 15 歩	72.2	73,896.16
畑	3 町 9 反 4 畝 29 歩	3.7	1,638.28
宅 地	7 町 6 反 6 畝 22 歩	7.2	5,477.61
藪 地	16 町 7 反 3 畝 12 歩	15.6	4,627.28
林 地	1 町 2 反 5 畝 14 歩	1.2	109.28
その他	1 反 2 畝 4 歩	0.0	—

注：上植野区有文書「総反別取調帳」（明治15年1月「諸願届控綴」所収）より作成。



第 1 図 上植野町周辺図

出所：『京都府向日市上植野区有文書調査報告書』（向日市文化資料館，1995年3月）

第2表 明治10年上植野村農産物取調表

品目	収穫高	代金(円)	%	備考
米	1471.50 (石)	6621.75	78.46	反当2石
糯米	130.50 (石)	587.25	6.96	1軒分見込1石
麦	195.50 (石)	371.45	4.4	1軒分見込1.43石
菜種	138.50 (石)	695.50	8.29	1軒分見込1石
実棉	414.00 (斤)	43.40	0.51	1軒分見込3斤
製茶	35貫218 (斤)	45.00	0.54	—
竹	450 (束)	75.00	0.89	—
計		8439.35	100.05	—

注：上植野村区有文書「諸願控入」(明治11～13年)所収「農産物取調書」より作成。

反余、官有地は一町二反余となっている。

では、農産物の生産はどういう状況であったろうか。明治一〇(一八七七)年の農産物取調を第2表にまとめた。

米の収穫高は一四七〇石あまりで代金六六二一円、それに次いで菜種が一三八石あまりで代金六九五円、続いて糯米が一三〇石あまりで五八七円、麦が一九五石あまりで三七一円、さらに竹、製茶、実棉の順となっている。翌年の「農産物取調書」によれば、以上の品目以外に蚕豆、大豆、茄子、大根、竹の子、小豆、小麦、竹皮、柿が書きあげられ、多品目の農産物が同村で生産されていることが分かる。しかし、生産価格で見ると、米生産が明治一〇(一八七七)年で七八%、翌年でも七四%を占めており、同村が農業生産の中心に稲作を置きながら、二毛作での麦、菜種作、畑地での野菜作、さらには竹林での竹の子、竹材などの生産をおこなう村柄であることが分かる。

同村の戸数は、前述したように明治八、九(一八七五、一八七六)年で一五五戸であったが、明治一二(一八七九)年には、その内一〇戸あまりが農家戸数で、残りの四〇数戸が営業人(職工、商業)として第3表に示した職業に従事していた。大工職、鳥飼商、小道具商などそれぞれ六、五、四戸を数え、者売商を兼職する鳥飼商を加えれば、鳥飼商は八戸とかなりの戸数となる。ちなみに、明治一〇年代に鶏の「盗難」関係資料を散見することができるが、自家用にとどまらず、鶏の

第3表 明治12年上植野村営業人調表

職 種	人数
米仲買	2
同仲買小売兼	1
木柴仲買	1
瓦職商	1
木柴仲売	1
小間物商	1
牛馬売買商	1
煮売商鳥飼商兼	3
小売酒・小道具商兼	1
小道具商	4
鳥飼商	5
染物屋	1
菓子商酒小売	1
籠職商	2
指物細工職	1
散髪業	1
綿打商	1
大工職	6
青物荷売	1
薬種仲売	1
瓦屋根葺	1
藁屋根葺	2
石工	1
手伝職	2
呉服商	1
計	43

注：上植野区有文書「諸願控入」(明治11～13年)所収資料より作成。

飼育とそれを材料とした煮売業が、商売として同村で成り立っていることを彷彿とさせる。

さて、上植野村の村柄を考へるにあたって、同村が近世期を通して入り組み支配の村⇨相給村であったことを考

慮に入れる必要がある。近世期における同村の領主は、禁裏御料(石高一六〇一石、以下同じ)、聖護院(二三三・九九石)、梶井門跡(二四〇・〇〇石)、青蓮院(二二二・五〇石)、藤谷家(五四・七〇石)、姉小路家(一八〇・〇〇石)、醍醐家(五八・五〇八石)、西大路家(八〇・三四石)、油小路家(四七・〇〇石)、三宝院(二二五・五〇石)、積善院(二〇・〇〇石)、極臈知行(九二・八五石)、飛鳥井家上知(七九・五三石)、御藏(旧局知行、二一・四九二石)、清水谷家(〇・二八石)と多数にのほり⁽¹⁰⁾、われわれは、同村が領国一円支配地域に位置する村とは異なり、支配関係が錯綜するいわば典型的な京都近郊農村地域⇨非領国地域に位置していたことを知る。安岡重明氏は、畿内における領地配置の特徴として、(一)地理的な入組み支配、即ち領地の分断、(二)時間的な支配の分断、即ち頻繁な領主の交代を挙げ、そのことにより領地領民支配が希薄になり易いと指摘する⁽¹¹⁾。これは裏を返せば、領国一円支配地域とは異なり、近世期を通じて非領国地域内における村の自治が次第に高まり、その村の維持と安寧な生産・生活の確立のために、村の結束は強化さ

れていくといえるのではなからうか。

もう一つ同村の村柄の特徴としてあげられるのは、用水確保¹¹特に旱魃時における番水制度に象徴される、家ごとの平準性である。通常、用水が確保されている平年作では、稲作は反当二石以上という高い水準を示すが、たとえば明治一六（一八八三）年の旱魃時の作況は、平年作が一六〇〇石弱（反当二・三五石）に対して、三四三石余（反当〇・五六石あまり）と二〇%あまりに激減しているように、同村における安定した農業生産と安寧な農村生活を維持し続けるためには、独特な番水制度のもとで用水の確保・分配が不可欠だったのである。すなわち、「用水を水田の面積ではなく、家を単位として分配するという、独特な水利慣行が長く残って」¹²おり、他所の人が土地を（上植野村内に筆者注）買っても用水権はともなわず、また広い面積を耕作しても灌漑が難しくな¹³るような状況であり、用水を所有反別や耕作反別で分けるのではなく、家別に分配するという独特な番水制度のもとに、農業生産とりわけ稲作生産が置かれていたのである。ここにいわゆる村内の家同士の相互扶助的でかつ平準的な関係が培われていったといっても過言ではない。

二 「玄米盗難未遂事件」の概要

このような村柄の上植野村で一つの「玄米盗難未遂事件」が起こった。この事件の概要は、被害者である藤田茂兵衛の「御答書」¹⁴に詳しい。

就御尋御答書

「盗難」と村の救済（西村 卓）

乙訓郡第貳区上植野村

藤田茂兵衛

一 私し儀、本日御呼出し之上本月八日私し宅ニテ糶摺黒米紛失仕候始末御尋ニ付、左ニ奉申上候

此段申上候、本年十二月八日同村藤田品五郎妻いわ、井藤弥右衛門妻はな、B妻A右三名之者雇入、糶白引致居候処、私し妻いそ成者、午前第十時比出産ニ付、右いわ義ハ茶ヲワカシ居、はな成者ハ隣村へ使ニ参居候跡ニテ、其場ニ有之候黒米五升余り箕ニ入持帰候ヲ、いわ成者見受候ニ付、右いわヨリ報知致し候義ニ付、白場へ罷越見受候処、見馴不申所ニ黒米五升余り有ルニ付、計取ミレハ則五升八合有之、依之糶摺紛失ノ始末巡査御屯所御届仕候義ニ相違無之、右御尋問ニ付有体御答奉申上候、右之通相違不申候、已上

右

藤田茂兵衛

前件茂兵衛へ御尋問之節、私し傍聴仕候処、右茂兵衛御答奉申上候通相違無之候ニ付、依テ奥印仕候、已上

右村戸長

永井九郎左衛門

京都府警保第三区域方面

御出張所御中

この「御答書」は明治九(一八七六)年二月一日に上植野村戸長永井九郎左衛門と民秋徳兵衛が同道し、第一発見者である「いわ」、そして夫品五郎、さらには被害者である藤田茂兵衛が伏水(伏見)警保に出頭した折に藤田

茂兵衛が提出した書類である。

茂兵衛は収穫した稲の糶摺りのため、藤田品五郎妻「いわ」と井藤弥右衛門妻「はな」、そしてAを日雇いとして雇った。糶摺りのための土臼、糶殻を除去する唐箕、さらには運搬用の箕なども使ったであろう、「白場」で作業は進められていた。

ところが、この日（二月八日）になって、茂兵衛の妻が午前一〇時ごろに出産し、雇われていた「いわ」は茶を沸かしに、さらに「はな」は隣村まで使いにでる事になり、一人Aはその場に残された。

それまでに糶摺りを終えた黒米（玄米）がその場にある。Aの夫は長患いで自由がきかず、一人娘も年季奉公に出ている（後出の民秋徳兵衛「上申書」による）。そんな状況にあるA、ふと魔がさしたのか、六升たらずの玄米を箕に入れて持帰ろうとしたのである。ちょうどその時、茶を沸かしに行っていた「いわ」が現場に戻ってきたときに出くわすのである。

「いわ」はそれを見咎めるが、その時Aは「驚人申候ニハ、黒米ハ元ノ所へ返シ置ヘク候間、此義茂兵衛へ内々ニ致呉候様」（「いわ御答書」より引用）と「いわ」に懇願するが、「いわ」は許さず、雇主である茂兵衛にそのことを告げに行く。

それを聞いた茂兵衛が早速「白場」に行くと、見慣れない場所にその玄米が置かれ、その量を測ってみると五升八合ほどあったという。これが事件のあらましである。

京都府権知事榎村正直宛に茂兵衛は「紛失御届書」と紛失品を書き上げた「紛失書」を提出する。しかし、その日付は、「いわ」の夫である品五郎による事件の顛末を記した「御届書」と同じく同月一三日となっており、両「御届書」と

も事件発生から五日も経ってからである。

茂兵衛の「紛失御届書」からみてみよう。

紛失御届書

乙訓郡第弐区上植野村

農 藤田茂兵衛

本月八日、自宅ニ於テ白引致度候ニ附、隣家井藤弥右衛門妻はな并ニB妻A、藤田品五郎妻いわ、右三人之者雇入、白引致居候処、其場へ有之候黒米五、六升計リ紛失致候ニ附、不取敢御届ケ申上候、以上

九年十二月十三日

右村

藤田茂兵衛

京都府権知事

榎村 正直殿

紛失書

乙訓郡第弐区上植野村

一 黒米 凡五、六升計り

右之通紛失仕候間、此段御届ケ申上候、以上

農 藤田茂兵衛

右村

願人 藤田茂兵衛

戸長 小野利右衛門

九年十二月十三日

京都府権知事

榎村 正直殿

次に、藤田品五郎の「御届書」である。

御届書

乙訓郡第弍区上植野村

藤田品五郎

本月八日、私妻いわナル者、隣家藤田茂兵衛方へ被雇、米白引致し居候処、同雇人B妻Aナル者、同日午前第十一時、其場ニ有之候黒米凡壹斗箕入持帰り候ヲ、睨ト見認候ニ付、此段御届申上候、以上

九年十二月十三日

右村

藤田品五郎

前書之通申出候ニ付、此段御届ケ申上候、以上

右村

戸長 小野利右衛門

京都府権知事

榎村 正直殿

前述したように、「紛失御届書」の提出が、事件発生後五日も経過しているが、その遅延の理由を茂兵衛は、「いわ」の「御答書」に書き添えた文書の下書きに、「其趣迅速ニ届可申上筈之処、妻出産後ニテ彼是取紛居、御届之義延引ニ相成奉恐入候」と記している。事件そのものは、関係者の供述などからAの犯行であることは明らかでありながら、この程度の理由でその遅延を詫びていること自体、盗品も戻ってきたことから、茂兵衛自体に、これを事件とせず済まそうという「ためらい」があったのではないかと推測される。しかし、この「ためらい」は、彼の個人的判断というよりかは、次にみる村の「意思」を反映したものと考えることがはうがち過ぎであろうか。

ともかくも、事件発生から五日後には茂兵衛の「紛失御届書」と「紛失書」、「いわ」の夫である品五郎の「御届書」が以上のように提出され、司法の場にその処分は任されることになった。

同月二一日に戸長民秋徳兵衛が裁判所で尋問を受け、次のような「上申書」を裁判所に提出している。

京都府平民

乙訓郡第貳区上植野村

戸長 民秋徳兵衛

四十六年三月生

日蓮宗

従前御処刑受候義一切無之

一 私儀本日御召出之上、同村Bナル者之暮シ方之始末御尋ニ御座候

此段申上候、右は同村B義ハ去ル明治六年前ヨリ病氣ニテ引籠居、医師ニ相掛リ養生罷在候得共、今夕自由不相叶候、就而は長女C年齢二十歳ナル者尅人有之候処、同村植田嘉右衛門ト申方へ昨八年二月ヨリ来ル十年八月迄年限雇入置差遣し置候ニ付、只今之処ハ妻A尅人ニテB介抱致居候テ、実ニ必至難渋ニ相暮シ罷在候ニ付、A義心得違仕候義ハ何卒御憐愍之御処分奉願上候、依テ容牀書相添此段申上候

右之通相違不申上候、以上

明治九年十二月二十一日

右

民秋徳兵衛 印

伏水裁判所長

佐々木二級判事補殿

この資料によれば、二一日に裁判所より戸長である民秋徳兵衛に呼び出しがあり、Aの暮らしぶり、特に夫Bの病気の容態と娘Cの奉公の状況について彼は尋問されている。夫Bは明治六(一八七三年)以前より病気で家に引籠もり、医者に掛かり養生しているが、自由に動ける状態ではない。さらに娘は同村の植田家のところに、昨年の八月より来年の八月までの年季奉公に出ており、Aのみが夫Bの介抱をしており、「実ニ必至難渋ニ相暮シ罷在候」というのが現状である。それゆえ、Aは心得違いにより罪を犯したとはいえ、Aに対して「何卒御憐愍之御処分」を願い出ているのである。この「上申書」には向日町の医者島修造による夫Bの「容躰書」が添付された。

ここで引用した上記の「上申書」は実際に提出されたものの写しであり、いくつかの修正が加えられている。傍線の部分は、原文が抹消され書き加えられた部分であり、もともとは「義ニ御座候、然ルニ前件始末柄御尋ニ付、容躰書相添此段申上候也」となっており、この事件に関わったA家族への村としての意思表示は原文では明確でない。しかし書き加えられた部分には明らかにA家族への村としての「立場」「意思」が表明されているのである。すなわち、貧困弱者であるA家族への公の「憐愍」を願い、彼らへの村としての「救い」の意思表示である。

裁判所の処分が下った。一二月二七日にA、被害者藤田茂兵衛、そして藤田品五郎の妻「いわ」へ「申渡」があった。そのうちAへの「申渡」を次にみてみたい

京都府平民

山城国乙訓郡第二区

上植野村住B妻

A

其方儀、藤田茂兵衛方日雇中、同人所持ノ玄米ヲ盜取り自宅へ持帰ル末、藤田イワナル者ニ見咎メラルヲ以テ、直ニ右米ヲ茂兵衛方へ差返シ置ク科、改定律例第三十九条ニ照シ、窃盜未得財ヲ以テ論シ懲役四十日ノ処、夫B義不治ノ病ニ罹リ、長女ハ他家ニ季雇人中ニテ、外ニ侍養ノ子孫ナキヲ以テ、犯罪存留養親律ニ照シ、收贖金壹円申付ル

差添人

右之通申渡シ候間、其旨存候

明治九年十二月廿七日

伏見区裁判所長

一級判事補 佐々木玄重 (印)

「窃盜未得財」により本来は四〇日の懲役が課せられるところ、不治の病気で臥している夫Bを介抱するのは妻Aしかないという理由から、「收贖金壹円」という処分が下された。当時の法令として、「改定律例」第三十九条に照らして「窃盜未得財」として懲役四〇日がこの罪に対して適応されているわけであるが、この法律は明治六(一八七三)年五月に制定されており、⁽¹⁶⁾Aはこの条例に鑑み「窃盜未得財」として懲役四〇日のところ、「犯罪存留養親律」⁽¹⁷⁾に照らして、收贖金一円の言い渡しとなったのである。被害者藤田茂兵衛へは、Aへの言い渡し内容が伝えられ、藤田品五郎妻「いわ」へは、「玄米盜取盜一件ニ付相糾ス処、不束ノ筋無之」ということで「無構」と申し渡されている。

おわりに

上植野村で明治九(一八七六)年二月八日に起こった「玄米窃盗未遂事件」の顛末は以上である。事件後五日を経過した一三日にAは拘引され、時を同じくして同日に出された「被害届」は、被害者や関係者たち、そして村の「ためらい」を表現していたと推測できる。

戸長の永井や民秋は、一五日、二〇日、二二日、二三日と伏見警保や裁判所に出頭している。⁽¹⁹⁾民秋がA家族の「必至難渋」な暮らしぶりとその窮状を伝えるために、夫Bの「容牒書」を添えて、二一日付で提出した「上申書」のなかで、村の「意思」としてAの救済を訴え、「憐愍」の処分を強く願っている。結果的にAは「改定律例」第三九条により、本来は懲役四〇日の処分を受けるところであったが、「犯罪存留養親条例」に基づき、収贖金一円という軽罰で決着した。裁判所によるこの処分は、村としてのその願いが届いてこそその処分であろうし、村による村人の「救済」をしめす一事例といえるのではなからうか。

なお、本稿において、引用資料中も含め、この事件の関係者のうち未遂事件を起こした人物とその家族の名前に關してA、B、Cとしてふせた。ご深慮いただきたい。

註

(1) 『体系日本史叢書』第一六卷「生活史Ⅱ」(山川出版社、一九六五年六月)二頁より引用。

(2) 同前、同頁より引用。

- (3) 同前、同頁より引用。
- (4) 同前、同頁参照。
- (5) 雄山閣出版、二〇〇〇年六月。
- (6) 同前、二二頁より引用。
- (7) 同前、二四頁より引用。
- (8) 京都府立総合資料館所蔵。
- (9) 上植野区有文書「諸願控入」(明治一二年～一三年) 所収文書参照。
- (10) 向日市文化資料館『むらの記録―上植野区有文書からみた近代―』(一九九五年一〇月) 二頁参照。
- (11) 安岡重明『日本封建経済政策史論―経済統制と幕藩体制―』(大阪大学経済学部社会経済研究室、一九五九年三月) 第四章「畿内における封建制の構造」参照。
- (12) 上植野区有文書「各庁へ差出入扣綴込」明治一七年所収資料参照。
- (13) 向日市文化資料館『むらの記録―上植野区有文書からみた近代―』(一九九五年一〇月) 一四頁より引用。
- (14) 同前同頁より引用。
- (15) 本資料の欄外には「九年十二月十五日伏水警保へ差上ノ扣」とある。以下引用する事件関係の資料は、断らない限り上植野村区有文書所収「玄米紛失一件書類入」、「玄米盗取ニ付罪科申渡書」からである。
- (16) 『法令全書』第六卷―1によれば、第三九条は「婦女犯罪條例」のうちであり、「凡婦女、不孝、姦、盜、人命、放火ノ徒罪以上ヲ犯ス者ハ、各律ニ依テ断罪シ、管杖ニ該ル者ハ、日数ニ折シテ、禁獄スル律ヲ改メ、並ニ、懲役ニ服ス、其余ノ罪、取贖ス可キ者、無力ニシテ、贖フ事能ハサル者、懲役百日以下ハ、折半シ、一年以上ハ、五等ヲ減シテ、並ニ、懲役ニ服ス」となっている。

(17) 同前によれば、「犯罪存留養親条例」は「改定律例」中にあり、第三五条から第三八条までを構成する。その第三五条に「凡犯罪存留養親者……其（懲役―筆者注）百日以下ニ該ル者ハ、全罪を收贖スル事ヲ聽ス」とあり、この条項が適用されたのであろう。ちなみに、「犯罪存留養親者」とは、「祖父母、父母、老疾シテ、家ニ侍養ノ子孫ナク、父祖親族ノ持養スル事ヲ願フ事切ナル者」（第三六条）をさす。

(18) 上植野村区有文書所収「玄米紛失一件書類入」所収「場所書一札之事」（明治九年十二月十三日付、戸長小野利右衛門差出、第三区域方面第九屯所詰三等巡查・石原方儀、四等巡查・村上平八宛）に、「右之者（A―筆者注）当村内ニテ御拘引相成、私ども立会相改候処、聊御非分成義毛頭無御座候」とあり、Aが同日に拘引されたことを知る。

(19) 戸長名で同年一二月一四日から『事件ニ付入費覚』をつけ、翌年一月二五日で「右勘定相済候」と結んでいる。それによれば、村役として一五日に戸長の民秋と永井が伏見警保や裁判所に、二〇日は「裁判所行」とあるが村役出頭人の氏名は不明、二二日は民秋、二三日は永井が出頭している。

（付記）なお、本稿執筆にあたっては、平成二二年度私立大学等経常経費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）の助成を受けた。

（にしむら たかし・同志社大学経済学部）

Abstract

Takashi NISHIMURA, *Theft and Clemency by a Village*

In August 1876, an attempted theft took place in Kamiueno village in Kyoto prefecture of Japan. This village had two distinguishing features. The first was that this village was the territory of many lords during the Edo era. The second was that the village had its own system of water supply. Both characteristics indicate that this village was self-governed and created equality among the people in the village. During the trial, the village appealed to the court of justice to show leniency to the culprit. This incident shows that a village could be self-governed and reciprocal help among village people strongly after the Meiji Restoration.